

滋賀県再犯防止推進計画の策定について

1 趣旨

近年の犯罪情勢では、検挙される者の約半数が再犯者であること、再犯者による罪は窃盗、傷害および覚せい剤取締法違反が多い状況にあります。

こうした背景には、貧困や疾病、嗜癖、障害、厳しい生育環境など様々な生きづらさを抱える者も少なくありません。

また、犯罪をした高齢者・障害のある人の中には、多岐にわたる福祉的支援を必要としている人がおり、福祉的支援があれば再犯に陥らず、社会参加を目指せる人がいます。

このため、刑事司法関係機関のみによる取組を超えた国・地方公共団体・民間協力者が一丸となった「息の長い」支援等について、国との適切な役割分担を踏まえ、SDGs（持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals）の視点を生かして県がその力を最大限に發揮し、県民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現を図るために、滋賀県再犯防止推進計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

再犯の防止等の推進に関する法律第8条に規定する地方再犯防止推進計画（平成29年12月に閣議決定された再犯防止推進計画を勘案して、本県における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるものです。）

3 計画の期間

2019年度から2023年度までの5年間とします。

4 計画策定スケジュール

平成30年5月	滋賀県社会福祉審議会への諮問
7～10月	再犯防止推進計画検討専門分科会（3回）
10月	滋賀県再犯防止推進会議
11月	常任委員会への報告（骨子案）
11月	滋賀県社会福祉審議会の答申
12月	常任委員会への報告（素案）
12～1月	県民政策コメントの実施
3月	常任委員会への報告（案）
	計画策定・公表

滋賀県再犯防止推進計画 骨子案

健康医療福祉部
健康福祉政策課

計画策定の趣旨

- ・検挙される者の約半数が再犯者であること、再犯者による罪は窃盗、傷害および覚せい剤取締法違反が多い状況
- ・こうした背景には、貧困や疾病、嗜癖、障害、厳しい生育環境など様々な生きづらさを抱える者も少なくない。
- ・犯罪をした高齢者・障害ある人の中には、多岐にわたる福祉的支援を必要としている人がおり、福祉的支援があれば再犯に陥らず、社会参加を目指せる人がいる。
- ・このため、刑事司法関係機関のみによる取組を超えた国・地方公共団体・民間協力者が一丸となった「息の長い」支援等について、国との適切な役割分担を踏まえ、SDGsの視点を生かして県がその力を最大限に發揮し、県民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現を図るために、計画を策定するもの。

計画の位置づけ・計画期間

1 計画の位置づけ

再犯の防止等の推進に関する法律に規定する地方再犯防止推進計画

2 計画の期間：2019年度から2023年度（5年間）

現 状

- 1 刑法犯検挙人員2,060人（滋賀県:H29）
 - ・うち再犯者1,008人、49%
 - ・再犯者のうち窃盗 58%、次いで傷害 9%
- 2 覚せい剤取締法違反送致人員55人
 - ・うち前歴あり80%（滋賀県:H29）
- 3 犯罪時の居住地が滋賀県で平成29年に刑事施設に入所した者のうち、
 - ・犯罪時に無職が71%
 - ・前刑出所時の帰住先において、親族の元に戻ったのは50%

これまでの県の取組事項

- 1 高齢または障害により、福祉的な支援を必要とする刑務所出所者等への円滑な地域生活に向けた支援
- 2 刑事手続段階における高齢者・障害のある人への司法と福祉の関係機関が連携した支援
- 3 青少年立ち直り支援センター「あすくる」による就労・就学等の支援
- 4 建設工事の入札参加資格者審査において「保護観察対象者等の就労支援」に関する加点
- 5 保護観察対象者を臨時の任用職員として雇用
- 6 社会を明るくする運動をはじめとする啓発活動 等

計画の目指すもの

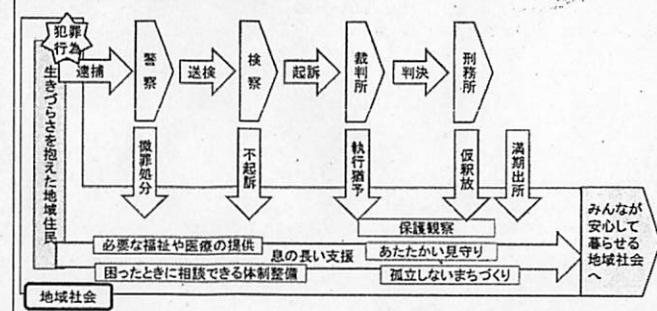
1 基本理念

県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現
～県民の理解と協力のもと、円滑な社会参加による「誰一人取り残さない」共生社会の実現～

2 基本方針

- (1) 地域社会における生活で様々な困難を抱え、罪を犯した人の困難をひとつずつ解消する生活再建の実施
- (2) 国・県・市町・民間の緊密な連携協力による総合的な施策の推進
- (3) 刑事司法手続を含むあらゆる段階での切れ目がない支援の実施
- (4) 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等が犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解することの重要性を踏まえた支援
- (5) 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く県民の関心と理解を醸成

イメージ



推進体制

滋賀県再犯防止推進会議を設置し、関係者と連携を図りながら必要な支援を効果的に進める。
(構成員：刑事司法機関、更生保護・福祉の民間団体および行政など)
(内容：再犯防止に関する事業の実施状況、課題把握、対策検討など)

基本施策

1 国・民間団体等との連携強化

- ①犯罪や非行をした人への支援
 - ・地域生活定着支援センターの利用
 - ・生活困窮者自立支援制度との連携
 - ・民生委員・児童委員による相談・援助活動 等
- ②福祉事業所や家族を含む関係者向け研修会の実施
- ③県再犯防止推進会議の設置
(県域および市町域を越えた地域単位で様々な関係者が課題検討する場の設置)
- ④支援や対応がうまくいかない支援者や家族に対し、支援者等に寄り添った相談や専門的アドバイスの実施

2 就労・住居の確保

- ①障害のある人・生活困窮者向け就労支援事業者に対する啓発
- ②生活困窮者就労支援事業者や障害者就労支援事業者の情報提供
- ③県における保護観察対象者の直接雇用
- ④協力雇用主による公共調達の受注の機会を増やすための優遇措置
- ⑤刑期等が終了した後の職場定着までの継続的支援
- ⑥生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給
- ⑦生活困窮者一時生活支援事業や救護施設との連携
- ⑧住宅セーフティネット法に基づき犯罪をした者等の入居を拒まない賃貸人の開拓

3 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ①高齢者または障害のある人等への支援
 - ①刑事司法手続の入口も含めた各段階で保健医療・福祉サービスを受けられるようにするための調整（司法と福祉等の関係機関による対象者の支援に必要な基本情報の共通化）
 - ②障害のある人および高齢者への支援の充実
 - ③地域精神科医療等との連携
- ②薬物依存症者への支援
 - ①保護観察所と連携した薬物事犯者への断薬支援
 - ②精神医療センターや精神保健福祉センター等における薬物依存症者とその家族に対する支援
 - ③地域の薬物依存症治療を行う医療の充実
 - ④薬物依存症者への支援を実施する自助グループなどの民間団体との連携

4 非行の防止と修学支援の実施

- ①無職少年への適切な就労・就学の助言・指導
- ②「あすくる」における非行少年等の立ち直り支援（生活改善支援、就労支援、就学支援、家庭支援等）
- ③問題行動を起こす子どもへの指導や支援のあり方を助言する生徒指導緊急特別指導員の学校への適時派遣

5 民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進

- ①大学生も含めた少年補導員等の活動の普及啓発
- ②“社会を明るくする運動”的推進

(※ 計画に係る指標については、設定を予定しているが、現在、検討中)

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようとする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の关心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等(第11条)
- 2 就労の支援(第12条)
- 3 非行少年等に対する支援(第13条)

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等(第18条)
- 9 再犯防止関係施設の整備(第19条)

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等(第14条)
- 5 住居の確保等(第15条)
- 6 更生保護施設に対する援助(第16条)
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第17条)

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等(第20条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援(第21条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰(第22条)
- 13 民間の団体等に対する援助(第23条)

【地方公共団体の施策】(第24条)

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から平成34年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組

地域社会での継続的支援

再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者的心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の关心と理解を醸成

7つの重点分野と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内の学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等



⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備

政府目標（平成33年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、
国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な日本」の実現へ